



発行 新潟県

第49号

令和6年6月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 51 新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則(大学・私学振興課)
- 52 新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(環境対策課)
- 53 新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(環境対策課)

告 示

- 744 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正(総務事務センター)
- 745 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条により知事が定める金額の一部改正(総務事務センター)
- 746 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 747 介護保険法による指定介護老人保健施設の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 748 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 749 農用地利用集積等促進計画の認可(地域農政推進課)
- 750 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新(食品・流通課)
- 751 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域およびみだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)
- 752 新潟県資源管理方針の一部を改正する告示(水産課)
- 753 公共測量の実施通知(監理課)
- 754 道路の区域変更(道路管理課)
- 755 道路の供用開始(道路管理課)
- 756 道路の区域変更(道路管理課)
- 757 道路の区域変更(道路管理課)
- 758 道路の供用開始(道路管理課)
- 759 道路の区域変更(道路管理課)
- 760 道路の供用開始(道路管理課)
- 761 道路の区域変更(道路管理課)
- 762 都市計画の変更(下水道課)

公 告

- 一般競争入札の実施(ICT推進課)
- 一般競争入札の実施(地域医療政策課)
- 一般競争入札の実施(地域医療政策課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

病院局告示

- 9 公金の収納事務の委託(病院局経営企画課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 51 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 52 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 53 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 54 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 55 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 56 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 57 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 58 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

新潟海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（新潟海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会告示

- 1 佐渡海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（佐渡海区漁業調整委員会）

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について（新潟県連合海区漁業調整委員会）
- 2 新潟県連合海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（新潟県連合海区漁業調整委員会）
- 3 新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（新潟県連合海区漁業調整委員会）

公安委員会規則

- 10 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 11 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第51号

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則の一部を改正する規則

新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後								改正前																																																																			
第11号様式（第3条関係） 専修学校設置認可申請書 (略) 添付書類 1～7 (略) 8 <u>教員編制表</u>								第11号様式（第3条関係） 専修学校設置認可申請書 (略) 添付書類 1～7 (略) 8 <u>教職員編制表（別記第1号様式の添付書類8と同一のもの）</u>																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程 (学科)</th> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">第1年度</th> <th colspan="2">第2年度</th> <th colspan="2">第3年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>基幹 教員</th> <th>基幹 教員 以外 の教 員</th> <th>基幹 教員</th> <th>基幹 教員 以外 の教 員</th> <th>基幹 教員</th> <th>基幹 教員 以外 の教 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>校長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教頭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教諭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>講師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								課程 (学科)	職名	第1年度		第2年度		第3年度		備考	基幹 教員	基幹 教員 以外 の教 員	基幹 教員	基幹 教員 以外 の教 員	基幹 教員	基幹 教員 以外 の教 員		校長									教頭									教諭									講師									計								9 <u>教職員組織調査</u> （別記第1号様式の添付書類9と同一のものとし、課程別に記載すること。）							
課程 (学科)	職名	第1年度		第2年度		第3年度				備考																																																																	
		基幹 教員	基幹 教員 以外 の教 員	基幹 教員	基幹 教員 以外 の教 員	基幹 教員	基幹 教員 以外 の教 員																																																																				
	校長																																																																										
	教頭																																																																										
	教諭																																																																										
	講師																																																																										
	計																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>基幹教員、基幹教</th> <th>住所</th> <th>生年月日</th> <th>最終学歴</th> <th>免許状の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								職名	氏名	基幹教員、基幹教	住所	生年月日	最終学歴	免許状の																																																													
職名	氏名	基幹教員、基幹教	住所	生年月日	最終学歴	免許状の																																																																					

	員以外の教員の別				種 類
10～19	(略)				

10～19 (略)

第12号様式 (第3条関係)

専修学校課程設置認可申請書

(略)

添付書類

1～7 (略)

8 教員組織調書 (別記第11号様式の添付書類9と同一のもの)

9～16 (略)

第13号様式 (第3条関係)

専修学校設置者変更認可申請書

(略)

添付書類

1～4 (略)

5 教員組織調書 (別記第11号様式の添付書類9と同一のもの)

6～8 (略)

第14号様式 (第3条関係)

専修学校目的変更認可申請書

(略)

添付書類

1～5 (略)

6 教員組織調書 (別記第11号様式の添付書類9と同一のもの)

7～10 (略)

第17号様式 (第4条関係)

学校 (専修学校・各種学校) 設置計画書

(略)

添付書類

10～19 (略)

第12号様式 (第3条関係)

専修学校課程設置認可申請書

(略)

添付書類

1～7 (略)

8 教職員組織調書 (別記第1号様式の添付書類9と同一のもの)

9～16 (略)

第13号様式 (第3条関係)

専修学校設置者変更認可申請書

(略)

添付書類

1～4 (略)

5 教職員組織調書 (別記第1号様式の添付書類9と同一のもの)

6～8 (略)

第14号様式 (第3条関係)

専修学校目的変更認可申請書

(略)

添付書類

1～5 (略)

6 教職員組織調書 (別記第1号様式の添付書類9と同一のもの)

7～10 (略)

第17号様式 (第4条関係)

学校 (専修学校・各種学校) 設置計画書

(略)

添付書類

1～8 (略)

9 教職員編制表(別記第1号様式の添付書類8と同一のもの。ただし、専修学校の場合にあつては、別記第11号様式の添付書類8と同一のもの)

10～12 (略)

第26号様式(第7条関係)

専修学校分校設置(廃止)届出書

(略)

添付書類

1 設置の場合

(1)～(4) (略)

(5) 教員組織調書(別記第11号様式の添付書類9と同一のもの)

(6)～(11) (略)

2 (略)

第27号様式(第8条関係)

校長選任届出書

(略)

1 新任者

専任兼任の別 (専修学校の場合にあつては、基幹教員、基幹教員以外の教員の別)

住 所

氏 名

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

1～8 (略)

9 教職員編制表(別記第1号様式の添付書類8と同一のもの)

10～12 (略)

第26号様式(第7条関係)

専修学校分校設置(廃止)届出書

(略)

添付書類

1 設置の場合

(1)～(4) (略)

(5) 教職員組織調書(別記第1号様式の添付書類9と同一のもの)

(6)～(11) (略)

2 (略)

第27号様式(第8条関係)

校長選任届出書

(略)

1 新任者

専任兼任の別

住 所

氏 名

(略)

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県立自然公園条例施行規則	新潟県立自然公園条例施行規則
目次	
第1章 総則（第1条）	
第1章の2 公園計画（第1条の2）	
第2章 公園事業（第2条－第14条）	
第3章 保護及び利用（第15条－第20条の4）	
第3章の2 生態系維持回復事業（第20条の5－ 第20条の9）	
第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のため の措置（第20条の10－第20条の14）	
第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体 （第20条の15－第20条の19）	
第4章 雑則（第21条・第22条）	
附則	
第1条 （略）	第1条 （略）
第1章の2 公園計画	

第1条の2 条例第7条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第7条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第8条の7第1項又は第18条の6第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業となる施設の種類の)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機
- (7) 運輸施設（主として自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- (8)～(12) (略)

(公園事業の決定等の提案に係る添付資料)

第2条の2 条例第7条の4第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書面
 - ア 条例第7条の4第1項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協

(公園事業となる施設の種類の)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- (7) 運輸施設（主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、鋼索鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- (8)～(12) (略)

議会を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名
又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議又は認可)

第2条の3 条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第3条 条例第8条第4項の規定による協議書又は申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 条例第8条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該

(公園事業の執行承認申請)

第3条 条例第8条第3項の規定により公園事業の執行の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業の執行の承認を受けようとする者は、第5号及び第6号に掲げる事項を記載することを要しない。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 公園事業の種類

(3) 施設の位置

(4) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(5) 施設の管理又は経営の方法の概要

(6) 事業資金の総額及びその調達方法

(7) 自然公園の利用のための施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(8) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

(2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第8条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第7号、第8号及び第11号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第1号、第2号、第6号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きい
ため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該公園施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 個人にあつては、住民票の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第5号、第6号及び第11号に掲げる書類を除く。

(1) 施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(11) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(12) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

(13) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

(4) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額及びその内訳を記載した書類

(6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入及び支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

(7) 法人にあつては、次に掲げる書類
 ア 定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書

イ 承認申請に関する意思決定を証する書類

(8) 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄付行為又は規約

(9) 法人格のない組合にあつては、次に掲げる書類
 ア 組合契約書の写し

イ 承認申請に関する意思決定を証する書類

(10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(11) 当該事業の執行に当たつて自己の資金以外の資金を必要とする場合にあつては、その資金を調達することができることを証する書類

(12) 当該事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

第4条 条例第8条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）
- (2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第5条 条例第8条第7項の規定による変更の協議又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更しようとする年月日
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第8条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第8条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第6条 条例第8条第9項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容

(3) 変更した年月日

(4) 変更を必要とする理由

(承継の協議又は承認の申請)

第7条 条例第8条の3第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 公園施設の種類

(3) 公園施設の管理又は経営の方法

(4) 公園事業を譲渡しようとする年月日

(5) 公園事業を譲渡しようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業にあつては、第4号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。

(1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

(2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(3) 第3条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

(7) その他知事が必要と認める書類

3 条例第8条の3第2項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部

を承継する法人（以下「合併法人等」という。）

の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(3) 公園施設の種類

(4) 合併又は分割をした年月日

(5) 合併又は分割をした理由

4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(2) 第3条第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

5 条例第8条の3第3項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

(2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

(3) 公園施設の種類

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条第3項第1号、第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(2) 被相続人との続柄を証する書類

(3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(施設の供用開始等)

第4条 自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の承認を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の承認を受けた者は、当該公園事業の執行として工事を施行する場合には、知事の定める期間内にその工事に着手し、かつ、知事の定める期日までにこれを完了しなければならない。

3 知事は、正当な理由があると認めるときは、前

2項の期日を延期し、又は前項の期間を伸長することができる。

4 前項の規定による期日の延期又は期間の伸長の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することによつて行なうものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 公園事業の種類

(3) 申請に係る施設又は工事

(4) 延期の期日又は伸長の期間

(5) 延期又は伸長を必要とする理由

（管理又は経営方法の届出）

第5条 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の承認を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法を変更したときも、同様とする。

（施設の変更等の承認）

第6条 公園事業の執行の承認を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第3条第1項第3号から第5号（運輸施設に関する公園事業者にあつては、第5号を除く。）までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽易な事項その他の事項であつて次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 建築物の内部構造の変更であつて軽易なもの

(2) 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内にあつては、第18条各号に掲げる行為に該当するもの

2 第4条の規定は、前項の規定による承認を受けた者について準用する。

3 第1項の規定による変更の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 公園事業の種類

(3) 変更の内容

(公園事業の休廃止の届出)

第8条 条例第8条の4の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公園施設の種類
- (3) 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- (4) 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

(認可の失効の届出)

第9条 条例第8条の5第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 変更を必要とする理由

4 変更しようとする事項が施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、前項の申請書に変更の内容を明らかにした図面を添えるものとする。

(事業の休止及び廃止)

第7条 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

2 前項の規定による休止又は廃止の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 公園事業の種類
- (3) 休止し、又は廃止しようとする公園事業の範囲
- (4) 休止の予定期間又は廃止の予定期日
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

3 公園事業を休止し、又は廃止しようとする者が法人又は組合であるときは、前項の申請書に自然公園の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添えるものとする。

(2) 公園施設の種類

(3) 失効した年月日

(4) 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

(協議会の公表)

第10条 条例第8条の7第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第8条の7第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第14条において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第8条の7第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第11条 条例第8条の8第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい場合、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第8条の8第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつては

アに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。)

ア 第3条第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第8条第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。)

(5) 条例第12条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第14条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第8条の8第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第8条の8第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第12条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第8条の8第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第12条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第14条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を

要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第13条 条例第8条の8第6項(条例第8条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第14条 条例第8条の9第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第4条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第8条の8第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(地位の承継)

第8条 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

3 第1項の規定による承継を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該当事者が連署した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(2) 公園事業の種類

(3) 譲渡に係る公園事業の範囲

(4) 譲渡価格

(5) 譲渡の予定期日

(6) 譲渡を必要とする理由

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 譲渡に関する契約書の写し

(2) 譲渡価格の明細書

(3) 譲受人が現に公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し

(4) 譲受人が法人又は組合を設立しようとする者であるときは、定款、寄付行為又は規約

(5) 譲渡人又は譲受人が法人又は組合であるときは、公園事業の譲渡又は譲受に関する意思決定を証する書類

(条件)

第9条 条例第8条第3項の規定による承認又は第6条から前条までの承認には、自然公園の保護又は利用上必要な限度について条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る承認については、公園の保護上必要な条件に限る。

(届出)

第10条 公園事業者は、相続若しくは合併により公園事業者たる地位を承継したとき又は次の各号の一に該当したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。

(2) 法人を設立したとき。

(3) 休止した施設の供用を開始したとき。

(4) 第7条第1項ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。

(5) 公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき。

2 前項の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る公園事業の執行に必要な物件の登記事項証明書その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類

(2) 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の登記事項証明書

(3) 法人の設立の届出 設立した法人の登記事項証明書

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしてはならない。

(改善命令)

第12条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者（運輸施設に関する公園事業者を除く。）に対して当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

(承認の失効及び取消し)

第13条 公園事業たる事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失なわれたときは、当該事業に係る公園事業の執行の承認は、その効力を失う。

2 知事は、公園事業者が第4条第1項若しくは第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条第1項若しくは第11条第3項の規定、第9条の規定による条件又は第11条第1項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の承認を取り消すこ

とができる。

(原状回復命令等)

第14条 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなつた場合（譲渡又は合併により公園事業者でなくなつた場合を除く。）において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(県以外の地方公共団体が行なう公園事業)

第15条 第3条から第12条まで及び第13条第1項の規定は、条例第8条第2項の規定により県以外の地方公共団体が行なう公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「執行の承認を受けよう」とあるのは「執行の協議をしよう」と、「執行の承認を受けた」とあるのは「執行の協議を終えた」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法(昭和27年法律第180号)による道路」と、第6条第1項中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「協議しなければならない」と、第7条中「知事の承認を受けなければならない」とあるのは「知事に届け出なければならない」と、第8条第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、及び第13条中「執行の承認」とあるのは「執行の協議」と読み替えるものとする。

(特別地域の区分)

第15条 自然公園に関する公園計画のうち保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- (1)～(3) (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第16条 条例第12条第3項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(特別地域の区分)

第15条の2 県立自然公園に関する公園計画のうち保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- (1)～(3) (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第16条 条例第12条第3項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第12条第3項の許可に関し必要があると認められるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例第12条第3項の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) (略)

5 (略)

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為地及びその付近の状況

(6) 行為の施行方法

(7) 着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例第12条第3項の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) (略)

4 (略)

(特別地域内における集積の許可を要する物)

第16条の2 条例第12条第3項第8号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(特別地域内における採取の許可を要する植物)

第17条 条例第12条第3項第11号に規定する規則で定める植物(以下「採取等規制植物」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(特別地域内における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第17条の2 条例第12条第3項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第18条 条例第12条第7項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)

(5)～(7)の2 (略)

(特別地域内における集積の許可を要する物)

第16条の2 条例第12条第3項第7号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(特別地域内における採取の許可を要する植物)

第17条 条例第12条第3項第10号に規定する規則で定める植物は、別表に掲げるとおりとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) みぞ、いせき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 門、生垣、高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 社寺境だい地又は墓地において、鳥居、とうろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

(5)～(7)の2 (略)

(8) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

(8)の2 (略)

(9) 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)

(10)～(11)の2 (略)

(11)の3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(11)の4～(11)の6 (略)

(11)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)

(11)の8 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

(11)の9 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

(11)の10 変圧器その他の電柱に附帯する工作物(当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

(11)の11 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル及び引込みに要する設備を設置すること。

(8) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設、若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

(8)の2 (略)

(9) 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)

(10)～(11)の2 (略)

(11)の3 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(11)の4～(11)の6 (略)

(11)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

(11)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

(11)の9 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(11)の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(11)の11 絶滅のおそれのある野生動植物の種の

(11)の12 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(11)の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該太陽光発電施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(11)の15 県が、自然公園の保護又は適正な利用を推進する目的で人の立入りを防止するための柵、当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(12) 宅地の木竹を伐採すること。

(13) 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(13)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(13)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

(14)・(15) (略)

(16) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(11)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(11)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

(12) 宅地内の木竹を伐採すること。

(13) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(14)・(15) (略)

(16) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

(16)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(16)の3 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

(17) (略)

(17)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(17)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(17)の4 宅地の木竹を損傷(条例第12条第3項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。

(17)の5 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

(17)の6 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の7 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の8 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の9 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(17)の10 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の11 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の12 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の13 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の16 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) (略)

(17)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(17)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(17)の17 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)の18 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(17)の19 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(18)～(22)の7 (略)

(22)の8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の9 住宅から汚水又は廃水を排出(し尿の排出を除く。)すること。

(22)の10・(22)の11 (略)

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類するものを建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること(正当な理由がなくて行う場合を除く。)

(24)・(25) (略)

(26) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(26)の2 (略)

(26)の2の2 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等

(18)～(22)の7 (略)

(22)の8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第31条第2項に規定するし尿浄化槽(同法施行令(昭和25年政令第338号)第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。

(22)の9 住宅から汚水又は廃水を排出(屎尿の排出を除く。)すること。

(22)の10・(22)の11 (略)

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(24)・(25) (略)

(26) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

(26)の2 (略)

(26)の2の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(26)の2の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

にこれらを表示すること。

(26)の3 (略)

(26)の4 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(26)の5～(26)の12 (略)

(27) 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(27)の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(27)の4 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(27)の5 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

(27)の6 農業を営むために条例第12条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

(27)の7 森林の整備及び保全を図るために条例第12条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(27)の8 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第12条第3項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

(27)の9 宅地内に木竹を植栽すること。

(27)の10 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(27)の11 (略)

(27)の12 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出され

(26)の3 (略)

(26)の4 耕作の事業に伴う物の集積、又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(26)の5～(26)の12 (略)

(27) 宅地内にある植物で、別表に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

(27)の2 認定保護増殖事業等の実施のために別表に掲げる植物を採取し、又は損傷すること。

(27)の2の2 (略)

たものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の13 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(27)の14 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第12条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

(27)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

(27)の16 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの
ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(27)の17 家畜を係留放牧すること(条例第12条第3項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)

(27)の2の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(27)の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(27)の5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又

<p>(28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p>	<p><u>は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p><u>(27)の6 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p> <p><u>(27)の6の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p> <p><u>(27)の7 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。</u></p> <p><u>(27)の8 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p>(28) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p>
--	---

(29) (略)

(29)の2 農業を営むために立ち入ること。

(29)の3・(29)の4 (略)

(29)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

(29)の6～(29)の12 (略)

(29)の13 削除

(29)の14 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(29)の15 条例第12条第3項第16号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(29)の16 条例第12条第3項第16号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(29)の17～(30)の10 (略)

(30)の11 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者がこれらの事業を営むために動力船を使用すること。

(30)の12 (略)

(31) 公園管理団体が行う条例第18条の18第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要

(29) (略)

(29)の2 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(29)の3・(29)の4 (略)

(29)の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

(29)の6～(29)の12 (略)

(29)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(29)の14 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

(29)の15 条例第12条第3項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(29)の16 条例第12条第3項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(29)の17～(30)の10 (略)

(30)の11 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(30)の12 (略)

な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(32) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(33) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(34) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(35) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(36) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従つて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(37) 新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第14条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第12条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(38) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築

(31) 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

(32) 宅地内に木竹を植栽すること。

(33) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(34) 家畜を係留放牧すること。

(35) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築

物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア～ウ （略）

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(39) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第18条の2 条例第14条第1項の規定による届出は、別記第1号様式の5による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第16条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

（普通地域内における届出を要しない行為）

第20条 条例第14条第7項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の15まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の2まで、第28号、第29号又は第31号から第37号までに掲げる行為

(2) （略）

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合

物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア～ウ （略）

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

(36) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（普通地域内における行為の届出）

第18条の2 条例第14条第1項の規定による届出は、第2項に規定する事項を記載した別記第1号様式の5による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為の場所、行為の種類、行為地及びその付近の状況、行為の施行方法並びに行為の着手及び完了の予定日とする。

3 第1項の届出書には、第16条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

（普通地域内における届出を要しない行為）

第20条 条例第14条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号から第11号の13まで、第19号から第22号まで、第23号から第26号の2の3まで、第28号又は第29号に掲げる行為

(2) （略）

計が5平方メートル以下の場合に限る。)

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)

(15) (略)

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア～ウ (略)

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(17) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(18) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)

(14) 第19条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

(15) (略)

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア～ウ (略)

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

(17) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

新築、改築又は増築に附帯する行為

(既着手行為等の届出書)

第20条の2 条例第12条第4項、第5項又は第6項の規定による届出は、別記第1号様式の2、別記第1号様式の3又は別記第1号様式の4による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 (略)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第20条の3 条例第12条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第14条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条第2項から第4項まで又は第18条の2第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第1項に該当するもののほか、条例第12条第3項の規定による許可の申請又は条例第14条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第20条の4 条例第18条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 野生動物（条例第18条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を

(既着手行為等の届出書)

第20条の2 条例第12条第4項、第5項又は第6項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した別記第1号様式の2、別記第1号様式の3又は別記第1号様式の4による届出書を知事に提出して行うものとする。

(1) 行為者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為の施行方法

(6) 行為の完了の日又は予定日

2 (略)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第20条の3 条例第12条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第14条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条第2項及び第3項又は第18条の2第3項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 (略)

3 第1項に該当するもののほか、条例第12条第3項の規定による許可の申請又は条例第14条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第3章の2 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第20条の5 国及び公共団体が、条例第18条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第20条の6 国、県及び公共団体以外の者が、条例第18条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第20条の7 条例第18条の3第4項の規定による申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

2 条例第18条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第18条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(3) 国、県及び公共団体以外の者が、条例第18条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第20条の8 条例第18条の3第6項の規定による変更の確認又は認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容

(3) 変更を必要とする理由

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第20条の9 条例第18条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会の公表)

第20条の10 第10条の規定は、条例第18条の6第3項において準用する条例第8条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「条例第8条の7第1項に規定する協議会をいう。第12条及び第14条におい

て同じ」とあるのは「条例第18条の6第1項に規定する協議会をいう」と、第10条第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第20条の11 条例第18条の7第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、同号に掲げる図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 条例第12条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(3) 条例第14条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第16条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第18条の7第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第20条の12 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第18条の7第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の名称

(2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会（第20条の10において読み替えて準用する第10条第1項第1号に規定する協議会をいう。第20条の14において同じ。）の名称及び構成員の氏名又

は名称

(3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第12条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第14条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

(7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第20条の13 条例第18条の7第5項(条例第18条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第20条の14 条例第18条の8第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

(3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

(4) 計画期間の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第18条の7第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第20条の15 条例第18条の11第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) (略)

第3章の2 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第20条の4 条例第18条の2第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) (略)

(風景地保護協定の公告)

第20条の16 条例第18条の12第1項(条例第18条の15において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1)～(6) (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

第20条の17 前条の規定は、条例第18条の14(条例第18条の15において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体となることのできる法人)

第20条の18 条例第18条の17第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定基準)

第20条の19 条例第18条の17第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第18条の18第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第18条の18第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 条例第18条の18第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- (5) 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る

(風景地保護協定の公告)

第20条の5 条例第18条の3第1項(条例第18条の6において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1)～(6) (略)

(風景地保護協定の締結の公告)

第20条の6 前条の規定は、条例第18条の5(条例第18条の6において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第20条の7 条例第18条の8第1項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第18条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第18条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第18条の9各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

実績を有していること。

(証明書の様式)

第21条 条例第8条の12第3項、条例第16条第3項、条例第18条第3項、条例第18条の10第2項又は条例第19条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第2号様式による。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式によることができる。

(損失補償請求)

第22条 条例第20条第3項の規定により同条第1項又は第2項の規定による損失の補償を請求しようとする者は、別記第1号様式の6による請求書を知事に提出しなければならない。

別記

第1号様式(1) (第16条関係)

特別地域内工作物新築（改築・増築）許可申請書
(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
(略)	

(証明書の様式)

第21条 条例第16条第3項、条例第18条第3項及び条例第19条第4項並びに第11条第2項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式による。

(損失補償請求)

第22条 条例第20条第3項の規定により同条第1項又は第2項の規定による損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式の6による請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 請求者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 補償請求の理由

(3) 補償請求額の総額及びその内訳

別記

第1号様式(1) (第16条関係)

特別地域内工作物新築（改築・増築）許可申請書
(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
様式	
	(略)
仕様の概要	
	(略)
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(2) (第16条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	関連行為の 概要
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)
4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(3) (第16条関係)

特別地域内高山植物等(木竹、木竹以外の植物、
落葉又は落枝)の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者の住所及び氏名

(法人にあつては、名称、
住所及び代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定によ
り、 県立自然公園特別地域内における高山
植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)
の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとお
り申請します。

目 的			
行為の場 所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目
行為地及 びその付 近の状況			
採取(損 傷)物の 種類			
施行方法	採取(損傷)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(2) (第16条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	伐採設備
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)
4 不要の文字は、まつ消すること。

	物の数量	
	採取(損傷)方法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(4) (第16条関係)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
(略)	

- 備考 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(5) (第16条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為

第1号様式(3) (第16条関係)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	土地の形状 を変更する <u>箇所の位置</u> <u>及び面積</u>
	土地の形状 変更の状況
	(略)
(略)	

- 備考 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(4) (第16条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為

許可申請書
(略)
〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕
(略)

(略)	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等
	水位(水量)の増減の内容
	関連行為の概要
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(6) (第16条関係)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

(略)
〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕
(略)

(略)	
行為の場所	(略)
行為地及びその付近	

許可申請書
(略)
〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)

(略)	
水位(水量)の増減の原因となる行為	
行為地及びその付近の状況	地 況
	現在の水位(水量)
	水の利用状況
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の量及び時期
	施行設備
(略)	

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(5) (第16条関係)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

(略)
〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
(略)

(略)	
行為の場所	(略)

近の状況		
(略)		
施行方法	(略)	
	指定水域等への排水方法	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(7) (第16条関係)

特別地域内広告物設置等許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積	
	(略)	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(8) (第16条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

(略)		
施行方法	(略)	
	指定水域等への排水方法	
	(略)	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(6) (第16条関係)

特別地域内広告物設置等許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
広告物等の種類		
施行方法	工作物として設置する場合の敷地面積	
	(略)	
	仕様の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(7) (第16条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(9) (第16条関係)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(10) (第16条関係)

特別地域内土地形状変更許可申請書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

(略)	
施行方法	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
	(略)
	(略)
	<u>変更後の取 扱</u>
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(11) (第16条関係)

特別地域内木竹以外の植物の植栽(は種)許可申
請書

(略)

第1号様式(8) (第16条関係)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(9) (第16条関係)

特別地域内土地形状変更許可申請書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)	
土地の形 状変更の 原因とな る行為	
施行方法	施行面積
	(略)
施行方法	施行に伴う 土地の形状 変更の状況
	(略)
施行方法	施行設備
	(略)
施行方法	<u>施行後の取 扱</u>
	(略)

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(10) (第16条関係)

特別地域内高山植物等採取許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立自然公園の特別地域内における木竹以外の植物の植栽又はは種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)		
植栽(は種)する植物の種類		
施行方法	植栽(は種)面積	
	植栽(は種)数量	
	植栽(は種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
(略)		

- 備考 1 (略)
 2 「管理方法」の欄には、植栽又はは種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記載すること。
 3 (略)
 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(12) (第16条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定により、県立自然公園の特別地域内における高山植物等の採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)		
採取物の種類		
施行方法	採取物の数量	
	採取方法	
(略)		

- 備考 1 (略)
 2 「採取方法」の欄には、使用器具の名称、採取部分の別等を記載すること。
 3 (略)
 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(11) (第16条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">関連行為の概要</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 不要の文字は、<u>抹消すること</u>。</p> <p>第1号様式(13) (第16条関係)</p> <p>特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む)許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p style="padding-left: 100px;">申請者の住所及び氏名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px;"> 法人にあつては、名称、 住所及び代表者の氏名 </div> <p>新潟県立自然公園条例第12条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の放出(家畜の放牧を含む)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">目 的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">行為の場所</td> <td style="width: 25%;">郡 町 市 村</td> <td style="width: 20%;">大字 字 地番</td> <td style="width: 40%;">地目</td> </tr> <tr> <td>行為地及びその付近の状況</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>動物(家畜)の種類</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施行方法</td> <td>動物(家畜)の数量(頭数)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>管理方法</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>関連行為の概要</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">予 定 日</td> <td>着 手</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>完 了</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>備考 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。</p> <p>2 「管理方法」欄には、放出する動物(家</p>	関連行為の概要		(略)		目 的				行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目	行為地及びその付近の状況				動物(家畜)の種類				施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)			管理方法			関連行為の概要			予 定 日	着 手			完 了			備 考				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 不要の文字は、<u>まつ消すること</u>。</p>			(略)	
関連行為の概要																																														
(略)																																														
目 的																																														
行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目																																											
行為地及びその付近の状況																																														
動物(家畜)の種類																																														
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)																																													
	管理方法																																													
	関連行為の概要																																													
予 定 日	着 手																																													
	完 了																																													
備 考																																														
(略)																																														

- 畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
 なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(14) (第16条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書
 (略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(15) (第16条関係)

特別地域内指定区域内への立入許可申請書
 (略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(16) (第16条関係)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書
 (略)

第1号様式(12) (第16条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書
 (略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	変更後の色彩	
(略)		

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(13) (第16条関係)

特別地域内指定区域内への立入許可申請書
 (略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式(14) (第16条関係)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書
 (略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(1) (第20条の2関係)

特別地域内工作物新築(改築・増築)行為着手済届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(2) (第20条の2関係)

特別地域内木竹伐採行為着手済届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	関連行為の概要
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)

4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(3) (第20条の2関係)

特別地域内高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)行為着手済届出書

年 月 日

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(1) (第20条の2関係)

特別地域内工作物新築(改築・増築)行為着手済届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	仕様の概要
	(略)
(略)	

備考 1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(2) (第20条の2関係)

特別地域内木竹伐採行為着手済届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	伐採設備
	(略)
(略)	

備考 1～3 (略)

4 不要の文字は、まつ消すること。

新潟県知事 様

届出者の住所及び氏名

(法人にあつては、名称、
住所及び代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、 県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

目 的			
行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目
行為地及びその付近の状況			
採取(損傷)物の種類			
施行方法	採取(損傷)物の数量		
	採取(損傷)方法		
	関連行為の概要		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- 備考 1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(4) (第20条の2関係)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)行為着手済届出書(略)

第1号様式の2(3) (第20条の2関係)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)行為着手済届出書(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)					
施行方法	(略)				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">土地の形状 を変更する 面積</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	土地の形状 を変更する 面積		(略)	
土地の形状 を変更する 面積					
(略)					
(略)					

備考 1～3 (略)
4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(5) (第20条の2関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為
着手済届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)					
行為地及びその付近の状況					
施行方法	(略)				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">水位(水量) の増減の原 因となる行 為・設備等</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水位(水量) の増減の内</td> <td></td> </tr> </table>	水位(水量) の増減の原 因となる行 為・設備等		水位(水量) の増減の内	
水位(水量) の増減の原 因となる行 為・設備等					
水位(水量) の増減の内					

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)							
施行方法	(略)						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">土地形状を 変更する箇 所の位置及 び面積</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地の形状 変更の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	土地形状を 変更する箇 所の位置及 び面積		土地の形状 変更の状況		(略)	
土地形状を 変更する箇 所の位置及 び面積							
土地の形状 変更の状況							
(略)							
(略)							

備考 1～3 (略)
4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(4) (第20条の2関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為
着手済届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)					
水位(水量)の増減の原因となる行為					
行為地及びその付近の状況	地 況				
	現在の水位(水量)				
	水の利用状況				
施行方法	(略)				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">水位(水量) の増減の量 及び時期</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行設備</td> <td></td> </tr> </table>	水位(水量) の増減の量 及び時期		施行設備	
水位(水量) の増減の量 及び時期					
施行設備					

	容	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(6) (第20条の2関係)

特別地域内汚水等の排出行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
行為の場所	(略)	
行為地及びその付近の状況		
(略)		
施行方法	(略)	
	指定水域等への排水方法	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(7) (第20条の2関係)

特別地域内広告物設置等行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	<u>独立して設置する場合</u>	

(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(5) (第20条の2関係)

特別地域内汚水等の排出行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
行為の場所	(略)	
(略)		
施行方法	(略)	
	指定水域等への排水方法	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(6) (第20条の2関係)

特別地域内広告物設置等行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
広告物等の種類		
施行方法	<u>工作物として設置する</u>	

	の敷地面積	
	(略)	
	関連行為の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(8) (第20条の2関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)行為着手済届出書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(9) (第20条の2関係)

特別地域内水面埋立(干拓)行為着手済届出書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(10) (第20条の2関係)

特別地域内土地形状変更行為着手済届出書
(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、
県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、
行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)

	場合の敷地面積	
	(略)	
	仕様の概要	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(7) (第20条の2関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)行為着手済届出書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(8) (第20条の2関係)

特別地域内水面埋立(干拓)行為着手済届出書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

備考

1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(9) (第20条の2関係)

特別地域内土地形状変更行為着手済届出書
(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、
県立自然公園の特別区域が指定(拡張)された際、
行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)

土地の形状変更の原因となる行為

施行方法	土地の形状 を変更する 面積	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	変更後の取 扱	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(11) (第20条の2関係)

特別地域内木竹以外の植物の植栽(は種)行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)		
植栽(は種)する植物の種類		
施行方法	植栽(は種)面積	
	植栽(は種)数量	
	植栽(は種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	

施行方法	施行面積	
	(略)	
	施行に伴う土地の形状変更の状況	
	(略)	
	施行設備	
	(略)	
	施行後の取扱	
(略)		

備考 1・2 (略)
3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(10) (第20条の2関係)

特別地域内高山植物等採取行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、県立自然公園の特別区域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(略)		
採取物の種類		
施行方法	採取物の数量	
	採取方法	

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 「管理方法」の欄には、植栽又はは種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記載すること。
- 3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(12) (第20条の2関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))行為着手済届出書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷))の方法	
	関連行為の概要	
(略)		

備考

- 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(13) (第20条の2関係)

特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む)行為着手済届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者の住所及び氏名

(法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)

新潟県立自然公園条例第12条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域が指定(拡張)された際、行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

目 的	
-----	--

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 「採取方法」の欄には、使用器具の名称、採取部分の別等を記載すること。
- 3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の2(11) (第20条の2関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))行為着手済届出書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

(略)		
施行方法	(略)	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷))の方法	
(略)		

備考

- 1～3 (略)
- 4 不要の文字は、まつ消すること。

行為の場所	郡 町 市 村	大字 字 地番	地目	
行為地及びその付近の状況				
動物(家畜)の種類				
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)			
	管理方法			
	関連行為の概要			
予 定 日	着 手			
	完 了			
備 考				

備考 1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。

2 「管理方法」欄には、放出する動物(家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。

3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。

4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の2(14) (第20条の2関係)

特別地域内工作物等の色彩変更行為着手済届出書
(略)

〔 法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名 〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	変更後の色彩

第1号様式の2(12) (第20条の2関係)

特別地域内工作物等の色彩変更行為着手済届出書
(略)

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	変更後の色彩

	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 関連行為の 概要 </div>	
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。		
第1号様式の2(15) (第20条の2関係)		
特別地域内指定区域内への立入行為着手済届出書		
(略)		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人にあつては、<u>名称、住所及び代表者</u> の氏名 </div>		
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。		
第1号様式の2(16) (第20条の2関係)		
特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)行為着手済届出書		
(略)		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人にあつては、<u>名称、住所及び代表者</u> の氏名 </div>		
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。		
第1号様式の3 (第20条の2関係)		
特別地域内非常災害応急措置届出書		
(略)		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人にあつては、<u>名称、住所及び代表者</u> の氏名 </div>		
(略)		
備考		
1 (略)		
2 不要の文字は、 <u>抹消すること</u> 。		
第1号様式の4(1) (第20条の2関係)		
特別地域内木竹の植栽行為届出書		
(略)		

(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の2(13) (第20条の2関係)		
特別地域内指定区域内への立入行為着手済届出書		
(略)		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人又は組合にあつては、<u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>		
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の2(14) (第20条の2関係)		
特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)行為着手済届出書		
(略)		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人又は組合にあつては、<u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>		
(略)		
備考		
1・2 (略)		
3 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の3 (第20条の2関係)		
特別地域内非常災害応急措置届出書		
(略)		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人又は組合にあつては、<u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名 </div>		
(略)		
備考		
1 (略)		
2 不要の文字は、 <u>まつ消すること</u> 。		
第1号様式の4(1) (第20条の2関係)		
特別地域内植栽行為届出書		
(略)		

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

備考

1～3 (略)

4 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の4(2) (第20条の2関係)

特別地域内家畜の放牧行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(1) (第18条の2関係)

普通地域内工作物新築(改築・増築)行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	(略)
	(略)
(略)	

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(2) (第18条の2関係)

特別地域内の水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

1～3 (略)

4 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の4(2) (第20条の2関係)

特別地域内家畜の放牧行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(1) (第18条の2関係)

普通地域内工作物新築(改築・増築)行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	(略)
	様 式
	(略)
	仕様の概要
(略)	

備考

1・2 (略)

3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(2) (第18条の2関係)

特別地域内の水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等
	水位(水量)の増減の内容
	関連行為の概要
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の5(3) (第18条の2関係)

普通地域内広告物設置等行為届出書

(略)

〔法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名〕

(略)

(略)	
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積
	(略)
	関連行為の

(略)	
水位(水量)の増減の原因となる行為	
行為地及びその付近の状況	地 況
	現在の水位(水量)
	水の利用状況
施行方法	(略)
	水位(水量)の増減の量及び時期
	施行設備
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の5(3) (第18条の2関係)

普通地域内広告物設置等行為届出書

(略)

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(略)

(略)	
広告物等の種類	
施行方法	<u>工作物として設置する場合の敷地面積</u>
	(略)
	仕様の概要

概要	
(略)	
備考	
1・2 (略)	
3 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。	
第1号様式の5(4) (第18条の2関係)	
普通地域内水面埋立(干拓)行為届出書	
(略)	
〔法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名〕	
(略)	
備考	
1・2 (略)	
3 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。	
第1号様式の5(5) (第18条の2関係)	
普通地域内鉱物掘採(土石採取)行為届出書	
(略)	
〔法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名〕	
(略)	
(略)	
施行方法	(略)
	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
(略)	
備考	
1～3 (略)	
4 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。	
第1号様式の5(6) (第18条の2関係)	
普通地域内土地形状変更行為届出書	
(略)	
〔法人にあつては、 <u>名称、住所及び代表者</u> の氏名〕	

概要	
(略)	
備考	
1・2 (略)	
3 不要の文字は、 <u>まつ消</u> すること。	
第1号様式の5(4) (第18条の2関係)	
普通地域内水面埋立(干拓)行為届出書	
(略)	
〔法人又は <u>組合</u> にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
(略)	
備考	
1・2 (略)	
3 不要の文字は、 <u>まつ消</u> すること。	
第1号様式の5(5) (第18条の2関係)	
普通地域内鉱物掘採(土石採取)行為届出書	
(略)	
〔法人又は <u>組合</u> にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
(略)	
(略)	
施行方法	(略)
	土地の形状 を変更する <u>箇所</u> の位置 及び面積
	土地の形状 変更の状況
	(略)
(略)	
備考	
1～3 (略)	
4 不要の文字は、 <u>まつ消</u> すること。	
第1号様式の5(6) (第18条の2関係)	
普通地域内土地形状変更行為届出書	
(略)	
〔法人又は <u>組合</u> にあつては、 <u>主たる事務所</u> の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	

(略)	
(略)	
施行方法	土地の形状 を変更する 面積
	(略)
	(略)
	(略)
	変更後の取 扱
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の6 (第22条関係)
損失補償請求書

(略)

(法人にあつては、名称、住所及び代表者
の氏名)

(略)

第2号様式 (第21条関係)

この証明書を携帯する者は、次に掲げる行為
を行う職員である。

- (1) 新潟県立自然公園条例第8条の12に規定
する立入検査
- (2) 新潟県立自然公園条例第16条に規定する
立入検査等
- (3) 新潟県立自然公園条例第18条に規定する
指示

(略)	
(略)	
土地の形 状変更の 原因とな る行為	
施行方法	施行面積
	(略)
	施行に伴う 土地の形状 変更の状況
	(略)
	施行設備
	(略)
	施行後の取 扱
(略)	

備考

- 1・2 (略)
- 3 不要の文字は、まつ消すること。

第1号様式の6 (第22条関係)
損失補償請求書

(略)

(法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(略)

第2号様式 (第21条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、新潟県立自然公
園条例第16条に規定する立入検査を行う職員で
ある。

(4) 新潟県立自然公園条例第18条の10に規定する立入検査

(5) 新潟県立自然公園条例第19条に規定する
実地調査等

(略)

(略)

備考 1 この用紙はB列7番とし、厚紙を用いることとする。

2 裏面には、参照条文を記載することができる。

縦 12.8センチメートル

横 9.1センチメートル

紙 厚紙

色 白

(裏)

新潟県立自然公園条例 (抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第16条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定による許可を受けた者又は第14条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第12条第3項、第14条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第12条第3項各号若しくは第14条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) 第16条第2項の規定による立入検査又は

	立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (5) (省略) (6) (省略) (7) (省略)
	第3号様式 (第21条関係) (略)
	第4号様式 (第21条関係) (略)
	第5号様式 (第21条関係) (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年7月1日から施行する。
 (新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
- 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																		
(市町村が処理する事務の範囲)	(市町村が処理する事務の範囲)																																																		
第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>削除</u></td> </tr> </table>	1	<u>削除</u>	第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>条例別表</u></td> <td style="width: 80%;">新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>第3号の表</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10の項第21</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>号に規定す</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>る新潟県立</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>自然公園条</u></td> <td>(1) 規則第4条第3項(規則第6条第2項(規則第15条において準用する場合を含む。)及び規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による期日の延期又は期間の伸長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>例(昭和43</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>年新潟県条</u></td> <td>(2) 規則第5条(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による管理又は経営方法の届出の受理</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>例第28号)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>の施行に係</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>る事務のう</u></td> <td>(3) 規則第6条第1項の規定による変更の承認</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>ち規則に基</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>づく事務で</u></td> <td>(4) 規則第7条第1項の規定による公園事業の休止又は廃止の承認</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>あって別に</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>規則で定め</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>るもの</u></td> <td></td> </tr> </table>	1	<u>条例別表</u>	新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの		<u>第3号の表</u>			<u>10の項第21</u>			<u>号に規定す</u>			<u>る新潟県立</u>			<u>自然公園条</u>	(1) 規則第4条第3項(規則第6条第2項(規則第15条において準用する場合を含む。)及び規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による期日の延期又は期間の伸長		<u>例(昭和43</u>			<u>年新潟県条</u>	(2) 規則第5条(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による管理又は経営方法の届出の受理		<u>例第28号)</u>			<u>の施行に係</u>			<u>る事務のう</u>	(3) 規則第6条第1項の規定による変更の承認		<u>ち規則に基</u>			<u>づく事務で</u>	(4) 規則第7条第1項の規定による公園事業の休止又は廃止の承認		<u>あって別に</u>			<u>規則で定め</u>			<u>るもの</u>	
1	<u>削除</u>																																																		
1	<u>条例別表</u>	新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの																																																	
	<u>第3号の表</u>																																																		
	<u>10の項第21</u>																																																		
	<u>号に規定す</u>																																																		
	<u>る新潟県立</u>																																																		
	<u>自然公園条</u>	(1) 規則第4条第3項(規則第6条第2項(規則第15条において準用する場合を含む。)及び規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による期日の延期又は期間の伸長																																																	
	<u>例(昭和43</u>																																																		
	<u>年新潟県条</u>	(2) 規則第5条(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による管理又は経営方法の届出の受理																																																	
	<u>例第28号)</u>																																																		
	<u>の施行に係</u>																																																		
	<u>る事務のう</u>	(3) 規則第6条第1項の規定による変更の承認																																																	
	<u>ち規則に基</u>																																																		
	<u>づく事務で</u>	(4) 規則第7条第1項の規定による公園事業の休止又は廃止の承認																																																	
	<u>あって別に</u>																																																		
	<u>規則で定め</u>																																																		
	<u>るもの</u>																																																		

	<p>(5) 規則第8条第1項の規定による地位の承継の承認</p> <p>(6) 規則第10条第1項(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(7) 規則第11条第1項(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(8) 規則第12条(規則第15条において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>(9) 規則第13条第2項の規定による承認の取消し</p> <p>(10) 規則第14条の規定による命令</p> <p>(11) 規則第15条において準用する規則第6条第1項の規定による変更の同意</p> <p>(12) 規則第15条において準用する規則第7条第1項の規定による公園事業の休止又は廃止の届出の受理</p> <p>(13) 規則第15条において準用する規則第8条第1項の規定による地位の承継の届出の受理</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第53号

新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県自然環境保全条例施行規則(昭和49年新潟県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 自然環境保全地域(第3条—<u>第27条の6</u>)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。<u>第19条第1号キ</u>において同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設</p> <p>(ケ)・(コ) (略)</p> <p>(サ) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下<u>第13号及び第19条第11号</u>を除き「道</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 自然環境保全地域(第3条—<u>第27条</u>)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。<u>第19条第1号カ</u>において同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設</p> <p>(ケ)・(コ) (略)</p> <p>(サ) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下<u>第10号及び第19条第8号</u>を除き「道</p>

路」という。)であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(シ)・(ス) (略)

(セ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）

(ソ) (略)

(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設

(チ)～(マ) (略)

(ニ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ク)まで、(ス)又は(ソ)から(ハ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(ム) (略)

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

a～c (略)

d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）

(イ)～(エ) (略)

オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア (略)

イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

ウ～オ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における

路」という。)であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(シ)・(ス) (略)

(セ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）

(ソ) (略)

(タ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設

(チ)～(マ) (略)

(ニ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ク)まで、(ス)又は(ソ)から(ハ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(ム) (略)

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

a～c (略)

d a又はbの土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

(イ)～(エ) (略)

オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア (略)

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ～オ (略)

(6)～(8) (略)

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)

(特例適用団体)

第16条 条例第17条第7項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 公益社団法人新潟県農林公社（昭和47年11月1日に社団法人新潟県林業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (4)～(9) (略)
- (10) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
- (11)～(15) (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第18条 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (5) (略)
- (6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- (7)・(8) (略)
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知

- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

(特例適用団体)

第16条 条例第17条第7項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 社団法人新潟県農林公社（昭和47年11月1日に社団法人新潟県林業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (4)～(9) (略)
- (10) 独立行政法人森林総合研究所
- (11)～(15) (略)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第18条 条例第17条第11項第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)～(3) (略)
- (4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの。
- (5) (略)
- (6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- (7)・(8) (略)

事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(11) (略)

(12) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第17条第11項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
ア～ウ (略)

エ 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

コ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)

サ (略)

シ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

ス 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

セ (略)

ソ (略)

タ (略)

チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ツ (略)

テ (略)

ト (略)

ナ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改

(9) (略)

(10) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第17条第11項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
ア～ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ケ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)

コ (略)

サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

シ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ス (略)

セ (略)

ソ (略)

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ (略)

ツ (略)

テ (略)

ト 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改

築し、又は増築すること。

三 (略)

又 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(エ) (略)

(オ) 門、堀、給水設備又は消火設備

(カ)～(ク) (略)

ネ (略)

ノ (略)

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)～(4) (略)

(5) 木竹を伐採することであつて次に掲げるものア～オ (略)

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) (略)

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

築し、又は増築すること。

ナ (略)

三 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 当該建築物の高さをこえない高さの物干場

(エ) (略)

(オ) 門、へい、給水設備又は消火設備

(カ)～(ク) (略)

ヌ (略)

ネ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 木竹を伐採することであつて次に掲げるものア～オ (略)

(6) (略)

- ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
- ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。
- コ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- サ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- シ 土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地若しくは木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- ス 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの
- ア 森林の整備及び保全を図るために条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（条例第17条第4項第8号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜

である動物の放牧を含む。)であつて次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第17条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと(条例第17条第4項第9号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。)。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

オ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(7) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～カ (略)

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ (略)

(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア～キ (略)

ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者がこれらの事業を営むために動力船を使用すること。

ケ (略)

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～カ (略)

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ (略)

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア～キ (略)

ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

ケ (略)

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ～ケ （略）

(13) 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第20条 条例第18条第3項第5号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第21条 条例第18条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第19条第1号、第5号イからクまで、又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）

(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア～エ （略）

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ～ケ （略）

(10) 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第20条 条例第18条第3項第4号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第21条 条例第18条第3項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第19条第1号、第5号イからオまで、又は第9号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号又は第9号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）

(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア～エ （略）

(4) 前3号に掲げる行為に附帯する行為

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)
第22条 条例第18条第3項第7号の規定による許可の申請は、別記第4号様式による申請書を提出して行うものとする。

2 (略)

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)
第25条 条例第19条第7項第4号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)
第26条 条例第19条第7項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 第19条第1号に掲げるもの(同号ト、又及びネに掲げるものを除く。)

イ～オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア (略)

イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ・ウ (略)

エ 第19条第12号エからケまでに掲げる行為(同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

オ (略)

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(自然保護取締員の資格及び権限等)
第27条 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自然保護取締員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

2 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号及び条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その中

(4) 前3号に掲げる行為に付帯する行為

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)
第22条 条例第18条第3項第6号の規定による許可の申請は、別記第4号様式による申請書を提出して行うものとする。

2 (略)

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)
第25条 条例第19条第7項第3号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)
第26条 条例第19条第7項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 第19条第1号に掲げるもの(同号テ、ニ及びヌに掲げるものを除く。)

イ～オ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア (略)

イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築により着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ・ウ (略)

エ 第19条第9号エからケまでに掲げる行為(同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)

オ (略)

(7) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(自然保護取締員の資格及び権限等)
第27条 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する自然保護取締員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

2 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号並びに条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その

止を命じ、又は条例第17条第4項第3号、第5号から第10号まで及び第12号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

3 (略)

(生態系維持回復事業の確認)

第27条の2 国及び市町村等が、条例第20条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第27条の3 国、県及び市町村等以外の者が、条例第20条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第27条の4 条例第20条の3第4項の規定による確認又は認定の申請は、別記第6号様式の2による申請書を提出して行うものとする。

中止を命じ、又は条例第17条第4項第3号及び第5号から第7号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

3 (略)

2 条例第20条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第20条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(3) 国、県及び市町村等以外の者が、条例第20条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第27条の5 条例第20条の3第6項の規定による変更の確認又は認定の申請は、別記第6号様式の3による申請書を提出して行うものとする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第27条の6 条例第20条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

2 条例第20条の3第9項の規定による届出は、別記第6号様式の4による届出書を提出して行うものとする。

(協議若しくは許可申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第40条 条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議をした行為、条例第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第19条第1項、第24条第1項若しくは第26条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項、第14条第2項、第22条第2項、第23条第3項、第31条第3項、第35条第2項の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を協議書、申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議若しくは条例第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の規定による許可の

(協議若しくは許可申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第40条 条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議を受けた行為、条例第17条第4項若しくは第18条第3項第6号の規定による許可を受けた行為又は条例第19条第1項、第24条第1項若しくは第26条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項、第14条第2項、第22条第2項、第23条第3項、第31条第3項、第35条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る協議若しくは許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第16条第2項(条例第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議若しくは条例第17条第4項若しくは第18条第3項第6号の規定による許可の

申請又は条例第17条第10項、第19条第1項若しくは第24条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

申請又は条例第17条第10項、第19条第1項若しくは第24条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(許可申請書又は届出書の提出部数)

第44条 条例の規定による許可の申請又は届出は、許可申請書又は届出書の正本にその写し2通を添えてしなければならない。

第1号様式(10) (略)

第1号様式(7) (略)

第2号様式 (第17条関係)

第2号様式 (第17条関係)

特別地区内非常災害応急措置届出書

特別地区内非常災害応急措置届出書

(略)

(略)

行為の種類	
(略)	

行為の種類	建築物等の新・改・増築、宅地造成等の土地形質変更、鉱物の掘採、土石の採取、水面の埋立て、木竹の伐採、その他()
(略)	

(注) 1 「行為の種類」欄には、条例第17条第4項各号に掲げる行為を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(10) (略)

第3号様式(7) (略)

第4号様式 (第22条関係)

第4号様式 (第22条関係)

野生動植物保護地区内行為許可申請書

野生動植物保護地区内行為許可申請書

(略)

(略)

新潟県自然環境保全条例第18条第3項第7号の規定により、野生動植物保護地区における野生動物(植)物の捕獲(採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

新潟県自然環境保全条例第18条第3項第6号の規定により、野生動植物保護地区における野生動物(植)物の捕獲(採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

(略)

(略)

(注) 1 (略)

2 不要の文字は、抹消すること。

(注) 1 (略)

2 不要の文字は、まつ消すること。

第6号様式 (第27条関係)

第6号様式 (第27条関係)

(略)

(略)

(裏)

(裏)

(略)
第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(略)

(略)
第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(略)

2 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号及び条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第17条第4項第3号、第5号から第10号まで及び第12号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。

(略)

第11号様式(第38条関係)

(略)

(裏)

(略)
 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 (略)

(略)

第12号様式(第38条関係)

(略)

(裏)

(略)
 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 (略)

(略)

第13号様式(第39条関係)

損失補償請求書

(略)

新潟県自然環境保全条例第41条の規定により、次のとおり請求します。

(略)

2 条例第20条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項各号、条例第18条第3項、条例第19条第1項各号並びに条例第24条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第17条第4項第3号及び第5号から第7号、条例第18条第3項、条例第19条第1項第3号及び第5号並びに条例第24条第1項第3号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

(略)

第11号様式(第38条関係)

(略)

(裏)

(略)
 第48条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 (略)

(略)

第12号様式(第38条関係)

(略)

(裏)

(略)
 第48条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 (略)

(略)

第13号様式(第39条関係)

損失補償請求書

(略)

新潟県自然環境保全条例第40条の規定により、次のとおり請求します。

(略)

第2条 新潟県自然環境保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(6)の次に次の3様式を加える。

第1号様式(7) (第14条関係)

特別地区内木竹の損傷許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における木竹の損傷の許可を受けた
 いので、次のとおり申請します。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	木 竹 の 種 類			
	木 竹 の 数 量			
	損 傷 の 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(8) (第14条関係)

特別地区内植物の植栽(は種)許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における植物の植栽(は種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的					
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番
	市	村			
行 為 地 の 状 況					
施 行 方 法	植 物 の 種 類				
	植栽又はは種の面積				
	植栽又はは種の方法				
	管 理 方 法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名		
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式(9) (第14条関係)

特別地区内動物の放出許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における動物の放出の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	動 物 の 種 類			
	放 出 数 量			
	放 出 の 方 法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記第1号様式(10)の次に次の1様式を加える。

第1号様式(11) (第14条関係)

特別地区内車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

新潟県自然環境保全条例第17条第4項の規定により、特別地区内における車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的						
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番	地 目
行 為 地 の 状 況						
施 行 方 法	車馬(動力船・航空機) の種類及び数					
	使用(着陸)範囲及び 面積					
	使用(着陸)の方法					
	自然環境保全上の配慮					
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名			
予 定 日	着 手	年	月	日	完 了	年 月 日
備 考						

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記第3号様式(6)の次に次の3様式を加える。

第3号様式(7) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区において、木竹の損傷に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的					
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番
	市	村			
行 為 地 の 状 況					
施 行 方 法	木 竹 の 種 類				
	木 竹 の 数 量				
	損 傷 の 方 法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名		
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(8) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区において、植物の植栽(は種)に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的				
行 為 の 場 所	郡 市	町 村	大字 字	地番
行 為 地 の 状 況				
施 行 方 法	植 物 の 種 類			
	植栽又はは種の面積			
	植栽又はは種の方法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名	
予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第3号様式(9) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区内において、動物の放出に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的					
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番
	市	村			
行 為 地 の 状 況					
施 行 方 法	動 物 の 種 類				
	放 出 数 量				
	放 出 の 方 法				
	管 理 方 法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名		
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

別記第3号様式(10)の次に次の1様式を加える。

第3号様式(11) (第17条関係)

特別地区内既着手行為届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第17条第10項の規定により、特別地区内において、車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)に着手しておりますので、次のとおり届け出ます。

目 的					
行 為 の 場 所	郡	町	大字	字	地番
	市	村			
行 為 地 の 状 況					
施 行 方 法	車馬(動力船・航空機)の種類及び数				
	使用(着陸)範囲及び面積				
	使用(着陸)の方法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	TEL()	氏 名		
予 定 日	着 手	年	月	日	
	完 了	年	月	日	
備 考					

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

別記第6号様式の次に次の3様式を加える。

第6号様式の2 (第27条の4関係)

生態系維持回復事業確認(認定)申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第20条の3第4項の規定により、生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けたいので、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第6号様式の3 (第27条の5関係)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第20条の3第6項の規定により、生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けた事項について変更したいので、次のとおり申請します。

確認(認定)を受けた 年 月 日 及び 番号	年 月 日		第 号	
変更の内容	変更事項	変更前		変更後
	生態系維持回復事業を行う期間			
	生態系維持回復事業を行う区域			
	生態系維持回復事業の内容			
変更を必要とする理由				
行為実施者	住所	TEL()	氏名	
予 定 日	着手完了	年 月 日	年 月 日	
備 考				

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

第6号様式の4 (第27条の6関係)

生態系維持回復事業軽微変更届

年 月 日

新潟県知事 様

届出人住所氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

新潟県自然環境保全条例第20条の3第9項の規定により、生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けた事項のうち軽微なものについて変更したので、次のとおり届け出ます。

確認(認定)を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名(名称)		
	住 所		
	代 表 者 の 氏 名		
変 更 し た 年 月 日			
備 考			

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第744号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,263円</u>	<u>13,442円</u>	20歳未満	<u>5,166円</u>	<u>13,207円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,872円</u>	<u>13,442円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,691円</u>	<u>13,207円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,380円</u>	<u>14,842円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,194円</u>	<u>14,410円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,712円</u>	<u>17,619円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,574円</u>	<u>17,067円</u>
35歳以上40歳未満	<u>7,078円</u>	<u>20,649円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,782円</u>	<u>19,457円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,268円</u>	<u>21,971円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,139円</u>	<u>21,258円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,433円</u>	<u>22,886円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,212円</u>	<u>22,444円</u>
50歳以上55歳未満	<u>7,290円</u>	<u>24,916円</u>	50歳以上55歳未満	<u>7,109円</u>	<u>24,625円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,975円</u>	<u>25,385円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,698円</u>	<u>24,863円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,860円</u>	<u>21,314円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,651円</u>	<u>21,245円</u>
65歳以上70歳未満	<u>4,060円</u>	<u>16,075円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,980円</u>	<u>15,827円</u>
70歳以上	<u>4,060円</u>	<u>13,442円</u>	70歳以上	<u>3,980円</u>	<u>13,207円</u>

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第745号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状	介護を受けた日	金 額	介護を要する状	介護を受けた日	金 額

態の区分	の区分		態の区分	の区分	
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>17万7,950円</u> を超えるときは、 <u>17万7,950円</u>)	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>17万2,550円</u> を超えるときは、 <u>17万2,550円</u>)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>8万1,290円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>8万1,290円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万7,890円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>7万7,890円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万8,980円</u> を超えるときは、 <u>8万8,980円</u>)	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万6,280円</u> を超えるときは、 <u>8万6,280円</u>)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その	月額 <u>4万600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その	月額 <u>3万8,900円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月

月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に、あつては、当該介護に要する費用として支出された額が4万6000円以下であるときに限る。)	にあつては、介護に要する費用として支出された額)	月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に、あつては、当該介護に要する費用として支出された額が3万8,900円以下であるときに限る。)	にあつては、介護に要する費用として支出された額)
---	--------------------------	--	--------------------------

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第746号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションさわやか苑小千谷	新潟県小千谷市本町1丁目6番13号	株式会社クレアメディコ	令和6年6月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション虹	新潟県上越市子安1199番地	株式会社HMK	令和6年6月1日

◎新潟県告示第747号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	廃止年月日
介護老人保健施設 さど	新潟県佐渡市中興乙1601番地1	新潟県厚生農業協同組合連合会	令和6年4月26日	令和6年5月31日

◎新潟県告示第748号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月1日(木)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	魚沼市小出ボランティアセンター (多目的室)	魚沼市全域
8月2日(金)		堀之内公民館 (正面玄関内フロア)	
8月5日(月)			
8月6日(火)		魚沼市地域振興センター (正面玄関内フロア)	
8月7日(水)			
8月8日(木)		広神コミュニティセンター (創作活動室)	
8月19日(月)	魚沼市役所北部庁舎 (101会議室)	上記の未受検者	
8月20日(火)			
8月21日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。		新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第749号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	9者	西名柄西名柄郷349番1ほか44筆 8.2ha
阿賀野市	24者	猫山通田184番ほか101筆 7.4ha
新潟市	45者	内沼内沼1018番ほか468筆 40.1ha
弥彦村	1者	境江東杣湯444番ほか1筆 0.2ha
長岡市	5者	横枕町明院488番1ほか9筆 0.8ha
柏崎市	2者	枇杷島鍋田2868番ほか7筆 0.6ha
上越市	5者	大和1丁目163番ほか58筆 4.6ha
糸魚川市	2者	大野一本木1442番1ほか7筆 0.6ha
合計	93者	703筆 62.5ha

2 認可年月日

令和6年6月28日

◎新潟県告示第750号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15036	登録年月日	令和元年6月28日				
登録検査機関の名称	有限会社エコ・ライス新潟						
代表者氏名	代表取締役 豊永 有						
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市脇川新田町字前島970番地100						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	豊永 有	玄米	K1519086				
	雄勝 頌		K152023005				
	西澤 裕美		K152023006				
備考	略称『ERN』 令和6年6月28日 登録更新。						

◎新潟県告示第751号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域及びまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域およびまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まさば・ごまさば漁業	現行水準

2 ずわいがに日本海系群B海域

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県ずわいがに漁業	565トン

3 まだら本州日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まだら漁業	3260トンの内数

◎新潟県告示第752号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和6年新潟県告示第20号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改める。

改正後	改正前
第1～第7 (略)	第1～第7 (略)
第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は別紙1に、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに	第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-10 うるめいわし対馬暖流系群」までに、

当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は別紙2に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は別紙3に、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)～(別紙1-10) (略)

(別紙1-11)

第1 特定水産資源

まだら本州日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まだら漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだらをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらをとる漁業(大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1) (削除)

(別紙2-2) (削除)

(別紙2-3)

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 ぶり」から「別紙2-15 さざえ新潟県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)～(別紙1-10) (略)

(新規)

(別紙2-1)

第1 水産資源
ぶり

(略)

(別紙2-2)

第1 水産資源

まだら本州日本海北部系群

(略)

(別紙2-3)

第1 水産資源
あかがれい日本海系群
(略)

(別紙2-4) (削除)

(別紙2-5)
第1 水産資源
べにずわいがに日本海系群
(略)

(別紙2-6) (削除)

(別紙2-7) (削除)

(別紙2-8)
第1 水産資源
まがれい日本海系群
(略)

(別紙2-9)
第1 水産資源
はたはた日本海北部系群
(略)

(別紙2-10) (削除)

(別紙2-11) (削除)

(別紙2-12) (削除)

(別紙2-13) (削除)

第1 水産資源
あかがれい日本海系群
(略)

(別紙2-4)
第1 水産資源
さわら日本海・東シナ海系群
(略)

(別紙2-5)
第1 水産資源
べにずわいがに日本海系群
(略)

(別紙2-6)
第1 水産資源
ひらめ日本海北部系群
(略)

(別紙2-7)
第1 水産資源
にぎす日本海系群
(略)

(別紙2-8)
第1 水産資源
まがれい日本海系群
(略)

(別紙2-9)
第1 水産資源
はたはた日本海北部系群
(略)

(別紙2-10)
第1 水産資源
さけ(しろざけ)日本系
(略)

(別紙2-11)
第1 水産資源
ほっこくあかえび日本海系群
(略)

(別紙2-12)
第1 水産資源
まだい日本海北・中部
(略)

(別紙2-13)
第1 水産資源

	<p>うすめばる日本海北・中部 (略)</p>
<p><u>(別紙2-14) (削除)</u></p>	<p>(別紙2-14) 第1 水産資源 あかむつ日本海 (略)</p>
<p><u>(別紙2-15) (削除)</u></p>	<p>(別紙2-15) 第1 水産資源 さざえ新潟県海域 (略)</p>
<p><u>(別紙3-1)</u> 第1 水産資源 ぶり 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価の親魚量を、2033年までに、 提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、 資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた 場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向 性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項 新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる とともに、当該水産資源の採捕をする者による法 第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協 定を公表するとともに、当該協定に参加している 者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証 及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活 用して、資源評価の精度が向上するように努める こととする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(別紙3-2)</u> 第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において、2033年までに、提 案された資源量指標値の目標管理基準値案まで回 復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の 目標が定められた場合には、当該資源管理の目標 を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項 新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる とともに、当該水産資源の採捕をする者による法 第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協 定を公表するとともに、当該協定に参加している</p>	

者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-5)

第1 水産資源

さけ(しろぎけ)日本系

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033年までに増加とし、来遊尾数を安定的な資源造成が達成できる程度まで回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

まだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

うすめばる日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さざえ新潟県海域

第2 資源管理の方向性

新潟県が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

◎新潟県告示第753号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営かんがい排水事業 中之島第1地区用地測量)

- 2 作業期間 令和6年5月30日から令和6年8月12日まで
- 3 作業地域 南魚沼市大木六新田、舞子 地内

◎新潟県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町谷沢字隠道5326番1から	新	8.0～15.5メートル	130.0メートル
同郡同町谷沢字隠道5358番1まで	旧	8.0～15.5メートル	128.2メートル

◎新潟県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新潟村松三川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町谷沢字隠道5326番1から同郡同町谷沢字隠道5358番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月28日

◎新潟県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 帯織停車場大面線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三条市帯織字乙号3390番1から	新	4.0～7.3メートル	16.5メートル
同市帯織字乙号3387番2まで	旧	4.0～5.0メートル	16.5メートル

◎新潟県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒浜中田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
刈羽郡刈羽村大字下高町字墓見道1170番2から 同郡同村大字正明寺字沢田618番まで	新	12.0～28.8メートル	179.3メートル
	旧	6.4～23.8メートル	175.3メートル

備考 路線の重用

一部区間県道黒部柏崎線と重用

◎新潟県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 荒浜中田線
- 2 供用開始の区間
刈羽郡刈羽村大字下高町字墓見道1170番2から同郡同村大字正明寺字沢田618番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月28日

◎新潟県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒部柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
刈羽郡刈羽村大字下高町字墓見道1166番2から 同郡同村大字正明寺字曲戸982番1まで	新	9.2～15.0メートル	67.9メートル
	旧	9.2～11.0メートル	70.9メートル

◎新潟県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 黒部柏崎線
- 2 供用開始の区間
刈羽郡刈羽村大字下高町字墓見道1166番2から同郡同村大字正明寺字曲戸982番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年6月28日

◎新潟県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒部柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字長崎字岩野1088番2から	新	14.7～55.5メートル	190.8メートル
同市大字土合字岩野99番1まで	旧	13.7～26.5メートル	190.8メートル

◎新潟県告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局下水道課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 魚沼都市計画下水道
- 2 名称 魚野川流域下水道（堀之内処理区）

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その30）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その30）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和6年6月28日(金)から令和6年8月9日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

- (2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年8月9日(金) 午後1時30分
(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。
(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
(5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和6年6月28日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和6年7月26日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号 : 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話 : 025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年8月2日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を

要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Network Devices

(2) Time and place of bidding:

13:30 p.m. August 9, 2024

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術室内映像配信システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術室内映像配信システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年12月27日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和6年8月7日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

令和6年8月8日(木) 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年7月12日(金)午後5時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年7月29日(月)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Operating room imaging system [1]set
- (2) Deadline for bid participant applications:
4 : 00P.M. July 29 2024
- (3) Date of bid opening:
9 : 00A.M. August 8 2024
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Regional Health Policy Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5981
E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超電導磁気共鳴診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
超電導磁気共鳴診断装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部地域医療政策課
電話番号 025-280-5981
Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等
入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。
- (3) 入札書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
- (4) 入札書の受領期限
令和6年8月7日(水) 午後4時
- (5) 開札の日時及び場所
令和6年8月8日(木) 午前9時
新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年7月12日(金)午後5時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。
- (5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年7月29日(月)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。
- (10) 契約の停止等
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Magnetic Resonance Imaging System [1]set
- (2) Deadline for bid participant applications:
4:00P.M. July 29 2024
- (3) Date of bid opening:
9:00A.M. August 8 2024
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5981
E-mail: ngt040320@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、緊急時局放射線測定装置の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

緊急時局放射線測定装置 27式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和6年7月30日（火） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和6年7月31日(水) 午前10時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年7月3日(水)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年7月18日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Radiation Monitoring Equipment For Field Measurement [27] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. (Thu.) July 18, 2024

(3) Date of bid opening:

10:00A.M. (Wed.) July 31, 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立高等学校DX加速化推進事業用品の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア ノートパソコン（県立高等学校DX加速化推進事業用） 一式

イ テーブル・椅子（県立高等学校DX加速化推進事業用） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年9月30日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 指名停止期間中の者でないこと。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和6年7月25日（木） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和6年7月26日（金） 午後2時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年7月3日（水）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年7月17日（水）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

1. Laptop computers (Digitalization promotion project for prefectural high schools) - 1 unit

2. Desks and chairs (Digitalization promotion project for prefectural high schools) - 1 unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. (Wed.) July 17, 2024

(3) Date of bid opening:

2 : 30P.M. (Fri.) July 26, 2024

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
交番・駐在所ネットワーク機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和6年5月21日
- 6 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 7 落札価格
48,005,100円
- 8 入札公告日
令和6年4月5日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交番用情報系端末装置等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
交番用情報系端末装置等賃貸借
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から令和6年7月12日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部情報管理課システム運用係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (3) 問合せ先
 - ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-1831（直通）
 - イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部情報管理課システム運用係
電話番号 025-285-0110 内線2442

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和6年7月12日（金）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課システム運用係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年8月2日（金）午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年8月7日（水）午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を令和6年8月6日（火）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Contract for Information-related Terminal Equipment and Peripheral Devices for Police Boxes

(2) Date, time and place for the bid execution:

Date: Wednesday, August 7, 2024

Time: 10:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department,
Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831 (direct)

For technical specifications:

Information Management Division, Police Administration Department,
Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 2442

病院局告示

◎新潟県病院局告示第9号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和6年6月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 委託した事務

- (1) 新潟県立吉田病院における診療費等未収金収納事務
- (2) 新潟県立加茂病院における診療費等未収金収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟県新潟市北区木崎761番地
医療法人愛広会
- (2) 新潟県長岡市深沢町2300番地
社会医療法人崇徳会

3 委託期間

- (1) 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月28日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物及び非感染性廃棄物廃プラスチック処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

(4) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 平成31年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において当該業務を12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック類を処分するための施設を複数有する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和6年8月1日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和6年8月1日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和6年8月8日(木) 午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札に参加しようとする者の見積もる入札金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased:

Disposal and commission of infectious waste and plastic waste generated from Niigata Prefectural Shibata Hospital and Niigata Rheumatic Center

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00 P.M. August 1, 2024

(3) Date of bid opening:

10 : 00 A.M. August 8, 2024

(4) For more information, contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

Address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588 JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2517

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年6月28日

新潟県立松代病院長 鈴木 和夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

電子複写機による複写サービス

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年8月1日から令和10年7月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立松代病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具・事務機器（複写サービス業務）」に登録されている者であること。
 - (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 942-1526
新潟県十日町市松代3592番地2
新潟県立松代病院経営課
電話番号 025-597-2100
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 参加資格確認書類の提出期限
令和6年7月4日（木）午後5時
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 令和6年7月10日（水）午前10時
新潟県立松代病院 3階 会議室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
ウ 詳細は入札説明書による。

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ひがなつみ新潟県後援会	山下智	神成庸二	新潟県新潟市中央区堀之内南3丁目8番13号新潟県歯科医師会館内	R6.05.17
湯沢町まちづくり研究会	飯田正義	高橋秀紀	新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽4984-1	R6.05.20

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 青海支部	倉又稔	主たる事務所の所在地	新潟県糸魚川市大字青海449番地1(株)山岸組内	新潟県糸魚川市大字田海118	R6.03.25
自由民主党 川口町支部	佐藤正明	代表者の氏名 会計責任者の氏名	佐藤正明 大淵正文	綱昭博 佐藤正明	R6.05.27 R6.05.27
立憲民主党 新潟県第4区総支部	米山隆一	会計責任者の氏名	川西宏知	橋口猛志	R6.05.31
参政党新潟 第2支部	真保博文	会計責任者の氏名	岩寄勝美	真保博文	R6.05.27
参政党新潟 県支部連合会	大井淳	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区味方100-1	新潟県三条市荒町1丁目12-30モール荒川201	R6.04.25

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
イチロー会	渡辺惇夫	会計責任者の氏名	石川裕也	木之本かづ美	R6.03.22

江村大輔後援会	江村大輔	主たる事務所の所在地	新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丁604番地1	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁7996番地1	R6.05.20
高修会	高橋正彦	代表者の氏名	高橋正彦	田中正人	R6.04.25
重山政策会	重山明	会計責任者の氏名	重山明	重山聡美	R5.04.01
米山隆一後援会	上村國喜	会計責任者の氏名	川西宏知	橋口猛志	R6.05.31
隆政会	米山隆一	会計責任者の氏名	川西宏知	橋口猛志	R6.05.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿賀野清風会(田中清善後援会)	田中清善	R6.04.30
青木太一郎を支援する会	青木太一郎	R5.03.31
青木太一郎後援会	大谷一男	R5.03.31
あべ松雄後援会	里村敏一	R6.04.30
今田修栄後援会	川崎貴	R6.05.29
木菱晃栄後援会	小川敏郎	R6.04.30
この妙高を守り抜く会	堀川義徳	R5.12.31
杉田かつすけ後援会	杉田勝典	R6.05.09
はたの一夫後援会	渡辺義孝	R6.04.30
樋口ひろむ後援会	土田定男	R4.03.31
堀川よしのり後援会	堀川義徳	R5.12.31
民主にいがた	佐藤伸広	R6.04.30
山本知克後援会	山本知克	R5.12.31
吉崎進後援会	吉崎進	R5.03.31
よしかわ慶一後援会	森正夫	R5.12.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年分

[政党の支部]

(単位 円)

自由民主党川西支部

報告年月日 06.03.14

1 収入総額	650,933
前年繰越額	488,931
本年收入額	162,002
2 支出総額	105,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (63人)	72,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	90,000
自由民主党新潟県支部連合会	90,000
その他の収入	2
一件10万円未満のもの	2
4 支出の内訳	
経常経費	65,000
人件費	65,000
政治活動費	40,000
選挙関係費	40,000

[その他の団体]

樋口ひろむ後援会

報告年月日 06.05.20(04.03.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高橋三義後援会

報告年月日 06.03.22

1 収入総額	972,859
前年繰越額	720,853
本年收入額	252,006
2 支出総額	397,357
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (6人)	12,000
寄附	240,000
個人分	240,000
その他の収入	6
一件10万円未満のもの	6
4 支出の内訳	
経常経費	397,357
光熱水費	157,357
事務所費	240,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
高橋三義	240,000 新潟市西区

たいらあやこ後援会

報告年月日 05.03.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中よしこ後援会

報告年月日 06.03.27

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0	
中村こう後援会		
報告年月日 06.04.01		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
未来創生		
報告年月日 06.03.12		
1 収入総額	108,619	
本年收入額	108,619	
2 支出総額	98,000	
3 本年收入の内訳		
寄附	108,619	
個人分	108,619	
4 支出の内訳		
政治活動費	98,000	
組織活動費	98,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
佐野統康	108,619	見附市
山本知克後援会		
報告年月日 06.03.29		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
令和5年分		
〔資金管理団体〕		
青木太一郎を支援する会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	青木太一郎	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員	
報告年月日 06.05.29(05.03.31解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
堀川よしのり後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	堀川 義徳	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員	
報告年月日06.05.29(05.12.31解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
〔その他の団体〕		
青木太一郎後援会		
報告年月日 06.05.29(05.03.31解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	

この妙高を守り抜く会

報告年月日 06.05.29(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山本知克後援会

報告年月日 06.03.29(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

吉崎進後援会

報告年月日 06.05.20(05.03.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

よしかわ慶一後援会

報告年月日 06.02.28(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
田中清善	阿賀野清風会(田中清善後援会)	R6.04.30
杉田勝典	杉田かつすけ後援会	R6.05.09
堀川義徳	堀川よしのり後援会	R5.12.31

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
青木太一郎	青木太一郎を支援する会	R5.03.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和3年11月26日付け新潟県選挙管理委員会告示第92号の一部を次のとおり改める。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年5月21日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第五選挙区支部

(報告年月日 令和3年6月29日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
6 資産等の内訳 〔借入金〕 泉田裕彦政治経済防災研究会 泉田裕彦	1,809,584	2,747,975

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和4年11月29日付け新潟県選挙管理委員会告示第110号の一部を次のとおり改める。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年5月21日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第五選挙区支部

（報告年月日 令和4年5月31日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
3 本年収入の内訳 借入金 泉田裕彦政治経済防災研究会 泉田裕彦	1,000,000 1,975,361	1,975,361 1,000,000
6 資産等の内訳 〔借入金〕 泉田裕彦 泉田裕彦政治経済防災研究会	1,599,631 2,809,584	

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和5年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第108号の一部を次のとおり改める。

令和6年6月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年5月21日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第五選挙区支部

（報告年月日 令和5年5月26日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
6 資産等の内訳 〔借入金〕 泉田裕彦政治経済防災研究会 泉田裕彦	4,309,584 1,030,613	1,500,000

新潟海区漁業調整委員会告示

◎新潟海区漁業調整委員会告示第1号

新潟海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

新潟海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正

後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>

附 則 (令和6年新潟海区漁調委告示第1号・一部改正)

この規程は、令和6年6月28日から実施する。

佐渡海区漁業調整委員会告示

◎佐渡海区漁業調整委員会告示第1号

佐渡海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

佐渡海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年佐渡海区漁業調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>

附 則 (令和6年佐渡海区漁調委告示第1号・一部改正)

この規程は、令和6年6月28日から実施する。

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号

新潟県連合海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年12月27日新潟県連合海区漁業調整委員会告示第3号）は令和6年6月28日限り廃止する。

令和6年6月28日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

◎新潟連合海区漁業調整委員会告示第2号

新潟県連合海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

新潟連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

新潟県連合海区漁業調整委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>	<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>

附 則（令和6年連合海区漁調委告示第2号・一部改正）

- この規程は、令和6年6月28日から実施する。

◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第3号

新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年12月新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を改正し、令和6年6月28日から実施する。

令和6年6月28日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年12月新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 <u>委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>公表するもの</u>とする。</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第4条 <u>条例第4条第1項に規定する県の執行機関等</u>が定める電子情報処理組織は、<u>委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第5条 <u>条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者</u>（以</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>告示するもの</u>とする。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者</u>（以下「電子申</p>

下「電子申請等を行う者」という。)は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

請等を行う者」という。)は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請書を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(平28連合海漁調委告示1・一部改正)

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

- 3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

附 則

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則 (平成28年連合海漁調委告示第1号)

この規程は、平成28年9月20日から施行する。

附 則 (令和6年連合海漁調委告示第3号)

この規程は、令和6年6月28日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																
<p style="text-align: center;">(適性検査の受検命令等)</p> <p>第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定に基づき、<u>適性検査</u>の受検を命ずる場合は適性検査受検命令書（別記様式第10）を交付して行い、<u>医師の診断書の提出</u>を命ずる場合は診断書提出命令書（別記様式第10の2）を交付して行うものとする。</p> <p><u>2 法第102条第1項から第4項までの規定に基づき、医師の診断書の提出を命ずる場合は、診断書提出命令書（別記様式第10の2）を交付して行うものとする。</u></p> <p>別表第2（第7条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">道 路 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 352号</td> <td>長岡市大手通2丁目1番1から長岡市旭町2丁目1番3号まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 404号</td> <td>長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第10の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">診断書提出命令書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>第90条第8項</u> <u>第102条第1項</u> <u>第102条第2項</u> 道路交通法第102条第3項の規定により、下 <u>第102条第4項</u> <u>第103条第6項</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 第18条の4第 第29条の3第 記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第 <u>第29条の5第</u> <u>2項</u> </td> </tr> </table>	道 路 名	区 間	(略)		一般国道 352号	長岡市大手通2丁目1番1から長岡市旭町2丁目1番3号まで	(略)		一般国道 404号	長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで	(略)		診断書提出命令書	(略)	<u>第90条第8項</u> <u>第102条第1項</u> <u>第102条第2項</u> 道路交通法第102条第3項の規定により、下 <u>第102条第4項</u> <u>第103条第6項</u>	第18条の4第 第29条の3第 記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第 <u>第29条の5第</u> <u>2項</u>	<p style="text-align: center;">(診断書の提出命令等)</p> <p>第22条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定に基づき<u>適性検査</u>の受検を命ずる場合に<u>あつては適性検査受検命令書（別記様式第10）を交付して行い、診断書の提出を命ずる場合にあつては診断書提出命令書（別記様式第10の2）を交付して行うものとする。</u></p> <p>別表第2（第7条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">道 路 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 352号</td> <td>長岡市大手通2丁目1番1から長岡市殿町2丁目3番27まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 404号</td> <td>長岡市大宮町字太田241番1から長岡市新産3丁目1番8まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第10の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">診断書提出命令書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>第90条第8項</u> 道路交通法第103条第6項の規定により、下 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 第18条の4第 記のとおり、道路交通法施行規則第29条の5第 </td> </tr> </table>	道 路 名	区 間	(略)		一般国道 352号	長岡市大手通2丁目1番1から長岡市殿町2丁目3番27まで	(略)		一般国道 404号	長岡市大宮町字太田241番1から長岡市新産3丁目1番8まで	(略)		診断書提出命令書	(略)	<u>第90条第8項</u> 道路交通法第103条第6項の規定により、下	第18条の4第 記のとおり、道路交通法施行規則第29条の5第
道 路 名	区 間																																
(略)																																	
一般国道 352号	長岡市大手通2丁目1番1から長岡市旭町2丁目1番3号まで																																
(略)																																	
一般国道 404号	長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで																																
(略)																																	
診断書提出命令書																																	
(略)																																	
<u>第90条第8項</u> <u>第102条第1項</u> <u>第102条第2項</u> 道路交通法第102条第3項の規定により、下 <u>第102条第4項</u> <u>第103条第6項</u>																																	
第18条の4第 第29条の3第 記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第 <u>第29条の5第</u> <u>2項</u>																																	
道 路 名	区 間																																
(略)																																	
一般国道 352号	長岡市大手通2丁目1番1から長岡市殿町2丁目3番27まで																																
(略)																																	
一般国道 404号	長岡市大宮町字太田241番1から長岡市新産3丁目1番8まで																																
(略)																																	
診断書提出命令書																																	
(略)																																	
<u>第90条第8項</u> 道路交通法第103条第6項の規定により、下																																	
第18条の4第 記のとおり、道路交通法施行規則第29条の5第																																	

<p><u>3項</u> <u>4項</u>に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 <u>2項</u> 出を命じます。 (略)</p>	<p><u>2項</u> <u>2項</u>に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道路交通法関係	(1)～(90) (略) (91) <u>道交法第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査の実施及び医師の診断書の提出命令</u> (91)の2 <u>道交法第102条第5項の規定による臨時適性検査の実施</u> (91)の3 <u>道交法第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知</u>	道路交通法関係	(1)～(90) (略) (91) <u>道交法第102条の規定による臨時適性検査の実施及びその通知</u>
(略)	(92)～(223) (略)	(略)	(92)～(223) (略)
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。